

浜松市内部統制基本方針

浜松市は、「浜松市未来ビジョン（基本構想）」で「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像に掲げ、限られた経営資源の選択と集中により、適正かつ効率的な行財政運営に取り組んでいます。

これを実現し、市民からの信頼感を高めるためには、組織としてあらかじめリスクがあることを前提に、行政サービスの提供等の事務上のリスクを的確に把握、コントロールし、事務の適正な執行を確保する内部統制体制を機能させることが重要となります。

このため、本市では、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する基本方針を次のとおり定め、内部統制体制を整備し、推進してまいります。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

<実施の観点>

担当職員の経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準で滞りなく業務が進められるよう、業務を標準化するとともに、業務プロセスを明確化することで、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

(2) 報告の信頼性の確保

<実施の観点>

予算・決算等の財務報告、事業計画・行政評価等の非財務報告など、行政活動の立案から実績までの業務プロセスにおける情報を、適切に保存及び管理することにより、報告の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

<実施の観点>

職員一人ひとりが業務の根拠法令等を理解し、遵守することで、業務を適正に執行する体制の確保を図ります。

(4) 資産の保全

<実施の観点>

市が保有する資産の現状や課題を把握し、資産の取得や管理、活用、処分時における手続きの最適化及び適切な運用を行うことにより、資産の保全を図ります。

2 対象とする事務

- (1) 法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務その他総務省令で定める事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの

3 推進体制

内部統制の目的達成に向けて全庁横断的な取り組みを進めるため、各主体の役割を踏まえた全庁的な体制の整備及び運用により、内部統制を推進します。

4 内部統制の整備・運用状況等の報告

内部統制の整備と運用状況及び改善措置状況については、毎年度作成する内部統制評価報告書にまとめ、監査委員による審査を経た後に、監査委員の意見を付けて市議会へ提出し、公表してまいります。

5 他執行機関等における内部統制

行政委員会及び地方公営企業などにおける内部統制についても、全庁的な体制の下、一体的に推進してまいります。

6 基本方針の見直し

内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行います。

令和6年6月13日 浜松市長 中野 祐介